

当別ダム見学会を開催します

一昨年に着工した建設工事も順調に進み、ダム本体があらわになってきました。まだ現地をご覧いただいてない方は、是非この機会に見学会にご参加ください。

▼日時 9月19日(日) 10時～(出発9時30分、帰着11時30分)

▼参加資格・定員 町内在住の方・50名

▼服装等 軽装、運動靴(サンダル不可)、ヘルメットは貸与。当日は、役場前発着で大型バスを用意します。

▼申込締切 9月15日(水)

▼申込先 鹿島・竹中土木・岩倉共同企業体
当別ダム本体工事事務所 中川・川村 (☎25-2360)



平成22年7月25日撮影

当別町 140年記念事業 ～開拓の道を歩こう～ 当別の歴史を歩んでみませんか?



当別は明治4年、仙台藩岩出山の領主・伊達邦直公が家臣共々移住し、開拓の歴史が始まりました。先祖の歴史を探りながら、ウォーキングしてみませんか。

▼日時 9月26日(日) 少雨決行

7時～ 総合体育館で受付開始

8時～ スタート地点の石狩市厚田区で開会式。

スタート地点には、バスで移動します。

8時15分～ スタート

▼コース 石狩市厚田区から当別神社までの約18km

▼資格 小学生以上で18kmを5時間以内で歩ける方

▼募集定員 50名

▼参加料 総合型地域スポーツクラブ会員は大人2,000円・中学生以下1,500円、非会員は大人2,500円・中学生以下2,000円

▼申込方法 申込書と参加料を直接持参、または郵便(現金書留)でお申込みください。

▼申込期限 9月15日(水)

▼主催

当別総合型地域スポーツクラブ(ふれ・スポ・とうべつ)

▼申込先 クラブ事務局(総合体育館内・☎22-3833)

戸籍

平成22年11月 戸籍が電算化されます

今までの戸籍は手書きのものが多く、氏名の文字が簡略化されていたり、書きぐせなどにより漢和辞典に載っていない文字が使われている場合があります。

11月からの電算化により、戸籍に記載される氏名は「常用漢字」や「人名用漢字」、「その他国民一般に通用する文字」に置き換えて記録されることとなります。

使用できない文字に該当する方には、10月中旬までに文書でお知らせします。なお、正字と違っていてもデザイン(書きぐせなど)上の相違であると見なされる方にはお知らせはありません。

▼問合せ

戸籍年金係 (☎23-2463)

野焼き

野焼きは 禁止されています

野焼き(野外での廃棄物の焼却)は、法律により一部の例外を除いて禁止されています。違反者には「5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金又はその併科(両方を科せられること。)」が科せられます。

河川敷・道路側の草焼き、どんど焼き、たき火、キャンプファイヤーなど例外はありますが、その際にもビニールやプラスチック類などを混ぜないようにしましょう。また、周辺的生活環境に支障を与え、苦情等のある場合は、焼却を中止してください。

▼問合せ 環境生活課環境対策係
(☎23-2503)

考えてみよう! エネルギーのこと

暮らしとエネルギーについて分かりやすくお話する講演会を開催します。来場者全員にエコバックをプレゼントしますので、ぜひご参加下さい。

▼日時 9月14日(火)

15時～16時30分

▼場所 田西会館(弥生)

▼内容 「エネルギーと環境」
講師:伊藤睦氏(日本原子力学会シニアネットワーク連絡会運営委員)

▼申込方法

参加者名(フリガナ)、年齢、住所を記載のうえ、電話かFAXにてお申込ください。

▼申込先・問合せ 当別町商工会
(☎23-2447/FAX 23-2570)

セミナー

参加してみませんか？
当別町健康づくりセミナー

体に痛みがあってもできる運動や
体力づくりのコツをお伝えします。

▼日時 9月24日(金)

10時～12時(受付9時45分)

▼場所 ゆとろ

▼講座名 痛みがあってもできる！
腰痛・関節痛予防のための運動

▼講師 江別市立病院診療技術リ
ハビリテーション科 奥山広章氏

▼参加費 無料

▼服装・持参するもの

動きやすい服装、靴、筆記用具

▼申込締切 9月17日(金)

▼問合せ

保健サービス係(ゆとろ内・

☎23-2346/FAX25-5018)

石綿

石綿による疾病に気づいて
いない方を探しています

平成13年3月26日以前に石
綿による疾病を発症し、死亡した
労働者の遺族で、労災保険法の遺
族補償給付を受ける権利が時効に
より消滅した方に対しては特別遺
族給付金が支給されています。

請求期限は平成24年3月27
日までとなっておりますので、お
心当たりのある方は、お問合せく
ださい。

▼問合せ 労災保険、特別遺族給
付金については北海道労働局(☎
011-709-2311内線3590)、
仕事の原因ではない方の救済給付
については独立行政法人環境再生
保全機構(☎0120-389-931)

バス

コミュニティバス
運賃割引制度について

身体・知的・精神等の障がい者
手帳(等級不問)をお持ちの方は、
バスの運賃が半額となります。バ
ス乗車・降車時には、障がい者手
帳を忘れずにご持参ください(応
援券・回数券を利用時同様)。降
車の際、運転手から手帳の提示を
求める場合があります。

なお、介護人割引が適用となる
場合は、障がい者(4級・中度以
上)の方と一緒にバスに乗る場合
のみとなっております。

▼問合せ

企画課企画振興係
(☎23-3042)



年(金)

読んで得する年金・国保のお話

国保

【障害基礎年金と老齢厚生年金は併せて受給できます】

障害を持っていてもできる限り能力を発揮し、就労
できる環境整備に向けた取り組みが進められていま
す。年金制度上でも、障害者の就労について評価し、
地域での自立した生活を可能とするための経済的基盤
を強化する観点から、65歳以上の人について障害基
礎年金と老齢厚生年金、または障害基礎年金と遺族厚
生年金を併せて受給ができます。該当される方は手続
が必要ですので、年金事務所または役場戸籍年金係
にご相談ください。

■役場窓口年金相談日

9月6日(月)・27日(月)〈戸籍年金係窓口〉

■年金保険相談所の開設

主催 札幌北年金事務所

日時 9月17日(金)10時～15時

場所 商工会館(錦町)

※年金保険相談は予約制です(相談予約専用ダイヤル
☎011-717-4133)。また、代理人の方が相談に
行く場合は、委任状・身分証明書が必要です。

▼年金についての問合せは

住民課戸籍年金係(☎23-2463)

【9月は、国民健康保険被保険者証の更新月です！】

現在使用されている被保険者証の有効期限は9月
30日(木)です。新しい被保険者証は、1人1枚の
個別カードを9月中旬に郵送する予定です。

◆被保険者証が届いたら

記載内容を確認しましょう。勝手に内容を書き換え
ると無効になりますので、役場国保に届けてください。

◆保険証は大切に使いましょう

破損、紛失したときは、役場国保の窓口で身元確認
できるものを持参し、再交付の手続きをしてください。
住所変更や世帯主変更、国保の加入、脱退の手続きには、
該当する方全員の被保険者証を持参してください。

◆被保険者証の有効期限について

被保険者証は毎年更新となっておりますので、有効期
限は平成23年9月30日となっております。

有効期限までに75歳になられる方は、誕生日の前
日が有効期限となります。退職被保険者は、65歳に
なる誕生日の月末が有効期限となりますし、各月1日
生まれの方は、前日が有効期限となります。

▼国保・後期高齢者医療についての問合せは

住民課国保・後期高齢者医療係(☎23-2467)

水道

お忘れなく 水道に関する届出

このようなときは、届出をしていただく必要があります。電話でも受付しておりますので、お早めにご連絡ください。

- 引越（転居・転出・転入）
- 家の新築、取り壊し
- 水道を使用しなくなった場合
- 使用者や所有者の名義変更
- 支払方法の変更
- 水道の用途変更

▼問合せ 上下水道課業務係
(☎ 22 - 2411)

里親制度

里親になりませんか？ 10月は里親推進月間です

私たちの周りには、様々な事情で家族から離れて生活しなければならない子どもがたくさんいます。そのような子どもを家族の一員として受け入れ、育ててくださる方を求めています。

▼問合せ 北海道中央児童相談所
(☎ 011 - 631 - 0301)

65歳以上と小学生以下無料！ 敬老の日・公衆浴場無料開放

65歳以上の方と小学生以下の子ども達と一緒に入浴して、ふれあいと会話によりリフレッシュしていただこうと、公衆浴場を無料開放します。

▼開放日

9月20日(月)・21日(火)
15時～21時30分

▼場所 滝乃湯(園生)
(☎ 23 - 2041)

入校相談

入校前適正相談を 行っています

国立北海道障害者職業能力開発校では、平成23年度の入学希望者を対象に障がいの程度や能力に応じた訓練科目が選択できるよう、相談を行っています。

▼相談場所

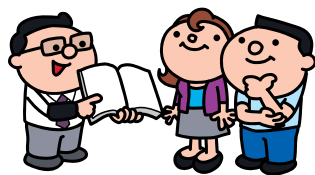
北海道障害者職業能力開発校
(砂川市焼山60番地)

▼相談期間

平成23年3月15日(火)まで

▼問合せ

北海道障害者職業能力開発校
(☎ 0125 - 52 - 2774 /
FAX 0125 - 52 - 9177)



困ったときの納税Q&A

Q 今年度の町・道民税の督促状が届きましたがまだ納税していません。このまま納めないとどうなりますか？

A 「督促状を発送した日から起算して10日を経過した日までに完納しないときは、差し押えをしなければならない。」と法律で定められています。

納期限までに納税された方との公平性を保つため、法律の定めにより差し押えに着手することとなりますので、納期限内の納税にご協力ください。

◆夜間納税相談

9月9日(木) 19時30分まで

▼問合せ

納税課納税係 (☎ 23 - 2341)

文化祭

当別町140年記念 第61回当別町文化祭

町内の芸術家たちによる発表と数多くの力作が展示される文化祭を開催します。一般参加の方の出品・出演を受付しますのでご希望の方はお申込みください。

▼開催日

10月29日(金)～31日(日)

▼会場 総合体育館、白樺コミセン、ふれあい倉庫

▼申込方法 白樺コミセン、西当別コミセン、総合体育館に設置している参加申込書に所定の事項をご記入の上お申し込み願います。
※出品は1人2作品以内です。

▼申込期限

9月9日(木)～10月7日(木)

▼問合せ 町教委社会教育課

(総合体育館内・☎ 22 - 3834/
FAX 22 - 3832/Mail:kyoshakai@
town.tobetsu.hokkaido.jp)、

西当別コミセン (☎ 26 - 3300/
FAX 26 - 3600)

消防

もみ乾燥機による 火災の防止を！！

稲の収穫後、もみ乾燥機が使用される時季となりました。もみ乾燥機からの火災を防ぐため、次の事項に注意しましょう。

- 使用する前に、乾燥機の清掃及び点検整備を徹底する
- 燃えやすい物を近くに置かない
- 乾燥機使用中は側から離れない
- 消火器の設置

▼問合せ 当別消防署予防係
(☎ 23 - 2537)